

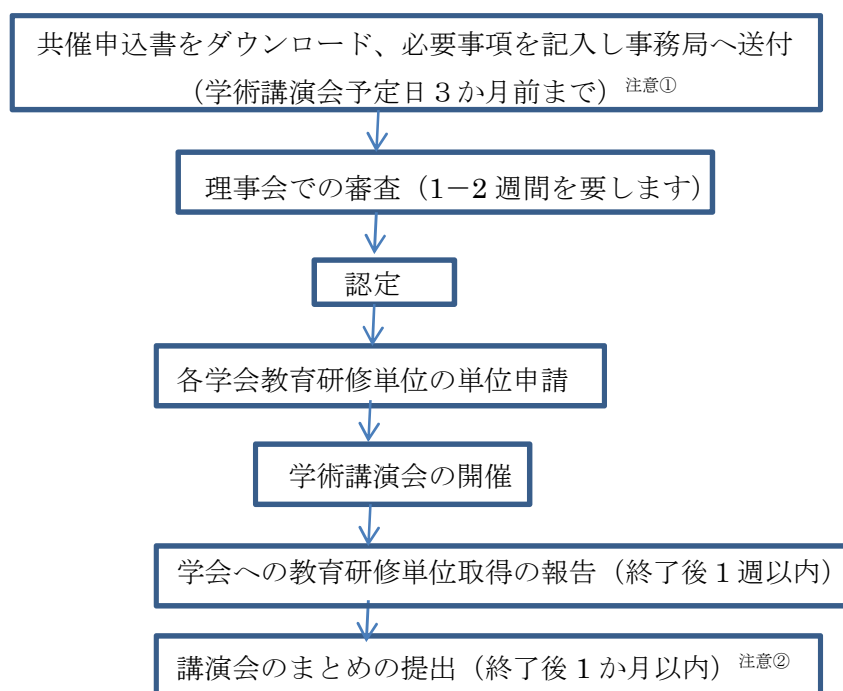
学術講演会の共催の申請に関する注意事項

本研究会は、骨粗鬆症関連の薬剤や医療機器を扱う企業を支援し、道内で活動する医療従事者に最新の医療情報を提供するために、企業が運営する学術講演会の共催事業を行っております。本研究会が共催する学術講演会は以下の条件を満たすことが必要です。

1. 本研究会の役員または正会員が、学術講演会の企画または講演などに関与していること。
2. 学術講演会の開催予定日より3か月前までに、企画書を事務局に提出すること。日本整形外科学会研修単位申請を予定している場合は、4か月前までに提出すること。
3. 学術講演会の共催は、企業と本研究会の両者が企画当初から相談の上、両者の合意をもって開催すること。
4. 本研究会の賛助会員が運営する学術講演会であること。

以上が基本的な条件ですが、本研究会の役員や正会員がいない状況で学術講演会を企画し本研究会との共催を希望した際には、その学術講演会の学問的または公共的意義が顕著であり、理事会が共催する意義を認めた場合に限定し、本研究会と共催で学術講演会を開催することができます。その場合でも、上記第3項に従い学術講演会を立案する早い段階から本研究会へ共催依頼を行ってください。また、学術講演会の運営全般についてのご相談も承りますので、お気軽に事務局にお尋ねください。

以下に学術講演会の共催のフローチャートを示します。



注意①：教育研修単位の申請は各学会により手続きが異なります。日本整形外科学会の教育研修単位の申請は開催3か月前が締め切りのため、日整会単位申請を予定している場合は、開催予定日の4か月前までに申請してください。

注意②：学術講演会のまとめは、規定の書式を当研究会ホームページからダウンロードしてご使用ください。